

新旧対照表（千葉市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準についての一部改正）

改 正 前	改 正 後
千葉市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準について 平成24年8月23日制定 平成30年9月 1日改正 千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課 特定事業所集中減算の適用対象外となる「正当な理由」については、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成12年3月1日老企第36号）※第3の10において例示されているところであるが、実際の判断に当たっては地域的な事情等を含め、総合的に勘案して判断する必要があることから、次のとおり「正当な理由」の判断基準を定めるものとする。 1 「正当な理由」の判断基準 次のいずれかに該当し、かつ、特定事業所集中減算算定表及び「正当な理由」に該当することが確認できる書類を指定の期日までに市長に提出した場合、減算を適用しないものとする。 (1)～(4) 略 (5) 居宅サービス計画（以下「プラン」という。） 作成時点で、次のア又はイに該当するプランを除いて再計算した結果、紹介率最高法人の割合が80%以下になる場合又は各サービスの1月当たりの平均居宅サービス計画件数が10件以下である場合 ア～ウ 略 以下略	千葉市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準について 平成24年8月23日制定 令和7年9月 1日改正 千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課 特定事業所集中減算の適用対象外となる「正当な理由」については、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成12年3月1日老企第36号）※第3の10において例示されているところであるが、実際の判断に当たっては地域的な事情等を含め、総合的に勘案して判断する必要があることから、次のとおり「正当な理由」の判断基準を定めるものとする。 1 「正当な理由」の判断基準 次のいずれかに該当し、かつ、特定事業所集中減算算定表及び「正当な理由」に該当することが確認できる書類を指定の期日までに市長に提出した場合、減算を適用しないものとする。 (1)～(4) 略 (5) 居宅サービス計画（以下「プラン」という。） 作成時点で、次のアからウに該当するプランを除いて再計算した結果、紹介率最高法人の割合が80%以下になる場合又は各サービスの1月当たりの平均居宅サービス計画件数が10件以下である場合 ア～ウ 略 以下略